

区内中学校に通う皆さん、ご応募お待ちしております！

応募要項

# 青葉区明るい選挙推進作文コンクール2026

テーマ

## 「選挙について考える」

※内容が選挙に触れていれば、題名は自由です。

応募締切

令和8年  
9月2日(水)

までに担当の先生に提出してください。

応募規定

○青葉区内の中学校に在学している生徒を対象とします。

○専用の原稿用紙(400字詰め3ページ)を使用し、3ページにまとめてください(800字以上、1000～1200字程度)。

また、タイトル、学校名、学年・組、氏名(ふりがな)を明記してください。

参加賞

応募者**全員**に、  
青葉区の選挙  
マスコット「**えら坊**」  
の限定  
オリジナル文房具  
を贈呈します！



表彰・賞品

青葉区明るい選挙推進協議会会長賞(1名)

青葉区選挙管理委員会委員長賞(1名)

青葉区長賞(1名)

えら坊賞(佳作)(数名)

令和8年11月ごろに各入賞作品を発表するとともに、応募校宛てに結果を通知します。また、青葉区役所ホームページでの公表や報道機関への記者発表を予定しています。

なお、各入賞者には青葉区役所で執り行う表彰式に出席いただき、**賞状と記念品**を贈呈します。

参考資料

インターネットや図書館の書物などで、「選挙」に関する情報を集めてみましょう！

横浜市や青葉区の選挙管理委員会HP、公益社団法人明るい選挙推進協議会HPも参考になりますよ！

なるほどあおば

2025

データで見る青葉区



横浜市青葉区役所

なるほどあおば2025



◀「ネタ探し」に役立つ?!  
青葉区の統計要覧「なるほどあおば2025～データで見る青葉区～」は、青葉区役所HPで公開されています。「選挙」については、P.36に掲載されています!!

18歳になったら選挙に行こう!



横浜市青葉区  
選挙のマスコット  
**えら坊**

「えら坊」は、平成9年12月25日生まれの青葉区の選挙マスコットキャラクター！区民の皆様からご応募いただいた519点のデザインの中から選ばれました。

青葉区民まつりなど各種イベントで、不正のない明るい選挙の推進や投票率の向上の呼びかけを行っています。

# 選挙に関するマメ知識

選挙資格は、時代と共に変化してきたことが分かるね！

選挙権の歴史だよ。  
当初は、人口の約1%しか投票できなかったんだね。

選挙資格  
●18歳以上の全ての男女  
(2016年参議院議員通常選挙から適用)



女子は、長い間投票できなかったんだね...

選挙資格  
●25歳以上の男子  
(納税要件の撤廃)

選挙資格  
●25歳以上の男子で、直接国税15円以上を納めている人  
(記名式(公辦制)投票)

選挙資格  
●25歳以上の男子で、直接国税10円以上を納めている人  
(無記名投票(秘密投票)が実現)

選挙資格  
●25歳以上の男子で、直接国税3円以上を納めている人

選挙資格  
●20歳以上の全ての男女

48%

1945年(昭和20年)の横浜市人口は624,994人だから、約30万人の男女が選挙資格を持っていたんだね。

81.7%

公職選挙法改正

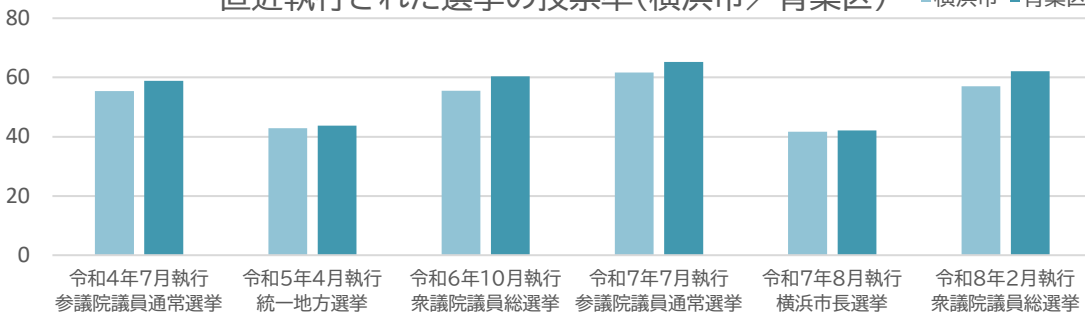
70年振りの公職選挙法改正により横浜市では約7万人が新たに有権者になりました。  
みんな投票に行こう！



大日本帝国憲法 (明治憲法) 制定

日本国憲法制定

直近執行された選挙の投票率(横浜市/青葉区)



投票率が低いとどうなるのかな？  
有権者みんなが投票するにはどうしたらいいのかな？  
考えてみよう！！



## 個人情報取り扱い等、応募にあたっての留意事項

- 応募された原稿はお返しいたしません。必要な場合は、事前にコピーをとってください。
- 審査内容・経緯の公表・開示はいたしません。なお、下記の作品は「審査対象外」とさせていただきます。  
 ア 他のコンクールやホームページ等で公開・公表したものの(類似するものを含む)    エ 特定の政党や政治家を特別に推奨・PRする内容のもの  
 イ 第三者の著作権を侵害するもの、その恐れがあるもの    オ その他、応募規定を満たさないもの  
 ウ 代筆、その他応募者本人が作成した文書でないもの
- 応募者の個人情報は、第三者へ提供することは一切ありません。各賞の選考、入賞等の通知、各賞の送付等、本コンクールの運営に必要な範囲内でのみ利用します。ただし、青葉区明るい選挙推進協議会会長賞、青葉区選挙管理委員会委員長賞、青葉区長賞、えら坊賞(佳作)各賞に入選した作品については、作品とともに、応募票に記載された氏名・学校名・学年等を青葉区ホームページや作品集に掲載するほか、報道機関を含めた関係者へも提供します。
- 青葉区明るい選挙推進協議会の選挙啓発活動等に作品を利用させていただくことがあり、誤字脱字、専門用語等について青葉区役所で修正させていただく場合がございますので、あらかじめご承諾の上、ご応募ください。
- 応募作品について応募者と第三者との間に著作権侵害等の争いが生じた場合、青葉区役所は責任を負いません。

皆様のご応募、心よりお待ちしております!!

作文のご応募・コンクールについてのお問い合わせはこちらまで

〒225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4  
 横浜市青葉区役所総務課統計選挙係 「青葉区選挙作文コンクール」担当  
 TEL 045-978-2205 FAX 045-978-2410 e-mail ao-toukei@city.yokohama.lg.jp

新時代到来！  
選挙について  
考えてみよう♪

